

大学及び研究開発法人の子会社の調査対象追加について

1 課題内容

「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において設定された KPI（企業から大学・国立研究開発法人に対する投資額を 2025 年度までに現在の 3 倍にすることを旨とする。）の進捗を確認するため、大学や研究開発法人が出資する子会社（以下、「大学等子会社」という。）の活動の貢献も反映する必要があることから、調査対象に大学等子会社を追加するとともに、資金の流れを把握する調査項目（外部から受け入れた研究費、外部へ支出した研究費）に大学等子会社の区分を追加することの要望がなされたもの。

2 論点

(1) 調査対象となる大学等子会社の定義

大学等子会社には「単独で設立する 100%出資子会社」、「大学・研究開発法人同士の共同出資」、「大学・研究開発法人と企業との共同出資」など様々なパターンが想定される。また、共同出資の場合は出資割合の違いも想定されるが、どのようなパターンの大学等子会社を調査対象とするのか検討。

(2) 調査対象となる大学等子会社の把握方法

大学等子会社は名称等から一律に判断できるものではなく、事業所母集団データベースから調査対象を抽出することは困難。また、大学等子会社の設立後、当該子会社の情報が事業所母集団データベースに登録され使用可能となるまでにタイムラグが発生。

(3) 資金の流れを把握する調査項目区分への大学等子会社の追加の妥当性

大学等子会社の識別性や活動状況などを踏まえて検討。

3 検討結果

(1) 調査対象となる大学等子会社の定義

内閣府から調査対象となる大学等子会社の定義は、以下のとおり示された。

・研究開発法人が出資する子会社

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）（以下「科技イノベーション活性化法」という。）第 34 条の 6 第 1 項第 3 号の認可を受けた法人のうち（ハ）に該当する業務を行う法人

○参考

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）（抄）施行日：令和 3 年 4 月 1 日
（研究開発法人による出資等の業務）

第 34 条の 6 研究開発法人のうち、実用化及びこれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有するものとして別表第三に掲げるものは、その研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、個別法の定めるところにより、次に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる。

一、二（略）

三 次に掲げる活動その他の活動により当該研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進する者

イ その研究開発法人の研究開発の成果の民間事業者への移転

ロ その研究開発法人が民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う研究開発等についての企画及びあっせん

ハ その研究開発法人の研究開発の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発

・国立大学法人及び公立大学法人が出資する子会社

国立大学法人法施行令（平成 15 年政令第 478 号）第 3 条及び地方独立行政法人法施行令（平成 15 年政令第 486 号）第 4 条で研究開発を行う法人として認可された法人

※具体的には「科技イノベ活性化法」第 34 条の 6 第 1 項第 3 号の（ハ）に該当する業務を行う法人

・私立大学が出資する子会社

大学が 50%以上出資している「科技イノベ活性化法」第 34 条の 6 第 1 項第 3 号の（ハ）に該当する業務を行う法人

※私立大学は国の認可が必要なく自由に子会社を設立させることが可能。当該子会社に研究をさせることも可能となっているが、現在、私立大学の子会社で研究を行っているところは確認されていない。

（2）調査対象となる大学等子会社の把握方法

統計局において、事業所母集団データベースから大学等子会社を抽出することは困難であることから、以下のとおり、内閣府及び文部科学省から調査対象となる大学等子会社の情報提供を受けることとする。

・研究開発法人が出資する子会社

内閣府で毎年実施している「独立行政法人等の科学技術関係活動等に関する調査」において、各研究開発法人から該当する子会社（「科技イノベ活性化法」第 34 条の 6 第 1 項第 3 号の認可を受けた法人のうち（ハ）に該当する業務を行う法人）の情報（名称・所在地・法人番号等）を把握し、内閣府から統計局へ情報提供する。

- ・大学が出資する子会社

文部科学省が毎年実施している「大学等における産学連携等実施状況について」において、各大学から該当する子会社（定義は以下参照）の情報（名称・所在地・法人番号等）を把握し、文部科学省から統計局へ情報提供する。

- 国立大学法人及び公立大学法人が出資する子会社

国立大学法人法施行令第3条及び地方独立行政法人法施行令第4条で研究開発を行う法人として認可された法人のうち「科技イノベ活性化法」第34条の6第1項第3号の（ハ）に該当する業務を行う法人

- 私立大学が出資する子会社

大学が50%以上出資している「科技イノベ活性化法」第34条の6第1項第3号の（ハ）に該当する業務を行う法人

（3）資金の流れを把握する調査項目区分への大学等子会社の追加の妥当性

現時点で活動が確認されている大学等子会社は、研究開発法人及び国立大学法人がそれぞれ設立した2件であり、大学等子会社との研究費の受け入れや支出は僅かなものであると考えられる。

また、大学等子会社は名称等から一律で判断できるものではなく、一般の企業等では大学等子会社を識別することは困難と考えられる。

一方、大学や研究開発法人からすれば、自法人の子会社を識別することは容易と考えられる。よって、調査票乙及び丙の調査票において会社のうち数として把握することも考えられるが、現時点での設立状況からすると、資金の流れを把握する調査項目区分への大学等子会社の追加は時期尚早と考えられる。

4 事務局案

- ・大学等子会社は、科学技術・イノベーション創出に係る制度改革における産学官連携の活性化方策として設立が可能となったものであり、研究開発を行う法人として、今後の設立の増加が見込まれることから、令和4年調査から大学等子会社を企業向けの調査の対象とする。

- ・大学等子会社の集計は、総括表（全5表）において、企業のうち数として大学等子会社を表章する。企業表及び分析表（既存の統計表）においては、大学等子会社も他の企業と同様に扱い、資本金階級、売上高階級、従業員規模などで区分して集計し、うち数としての表章は行わない。一方で、大学等子会社に関する分析用データとして、大学等子会社を集計対象とし、資本金階級別、従業員規模別等の結果表を新たに作成する。

集計イメージ 総括表 表側

総数
企業
うち大学等の子会社
非営利団体
公的機関
国営
公営
特殊法人・独立行政法人
うち研究開発法人
うち国立研究開発法人
大学等
国立
公立
私立
.
.
.

集計イメージ 新たに作成する分析表

	企業数	標本企業数	従業者数	総売上高	・・・企業1表の表頭・・・
資本金階級別計					
資本金1億円未満					
1億円～10億円未満					
10億円～100億円未満					
100億円以上					
売上高階級別計					
売上高1億円未満					
1億円～10億円未満					
10億円～100億円未満					
100億円以上					
従業者規模別計					
従業者 1～299人					
従業者 300～999人					
従業者1000～2999人					
従業者3000～9999人					
従業者10000人以上					
.					
.					
.					

表側区分は、大学等の子会社の規模を踏まえて検討

- ・調査票は企業Aの対象とし、調査計画に以下の記載を追加する。

1～2 (略)

3 調査対象の範囲

(1) (略)

(2) 属性的範囲

【調査票甲 (企業A)】

日本標準産業分類に掲げる次の産業を主たる事業とする資本金又は出資金が1億円以上の会社法 (平成17年法律第86号。以下同じ。)に規定する会社並びに研究開発を実施することを目的として、学校法人、国立大学法人、公立大学法人及び研究開発法人が設立した法人。

(略)

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) (略)

(2) 選定の方法

【調査票甲 (企業A) 及び (企業B)】 (□全数 ■無作為抽出 □有意抽出)

事業所母集団データベース及び過去の調査結果等並びに内閣府及び文部科学省から提供された情報から作成した母集団名簿に基づき、前年度の研究実施の有無 (2区分) を加味した資本金階級 (4区分) 及び産業 (40区分) の各層から所要の企業数を抽出。

ただし、資本金又は出資金が10億円以上の企業、前年度に研究を実施している資本金又は出資金が1億円以上10億円未満の企業並びに内閣府及び文部科学省から情報提供された研究開発を実施することを目的として学校法人、国立大学法人、公立大学法人及び研究開発法人が設立した法人については、全数を調査。

抽出する調査対象企業数は、全調査対象数からしつ皆対象の企業数を減じた数を総数とし、層別 (抽出層の研究実施の有無 (2区分) ・資本金階級 (4区分) ×産業 (40区分)) にネイマン配分により標本数を配分し、従業者規模に応じて系統抽出。

なお、標本を配分した結果、標本数が5に満たなかった層の標本数は5とする。

以下 (略)

- ・資金の流れを把握する調査項目区分へ大学等子会社の追加は行わない。

○参考

国立大学法人法施行令（平成 15 年政令第 478 号）（抄）施行日：令和 3 年 4 月 1 日

第 3 条 法第 22 条第 1 項第 6 号及び第 29 条第 1 項第 5 号の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一（略）

二 当該国立大学等が当該国立大学等における技術に関する研究の成果を普及し又は実用化しようとする民間事業者その他の者と共同して又は当該者から委託を受けて当該成果を実用化するために必要な研究又は当該成果を普及し若しくは実用化することについての企画及びあっせんを行う事業

地方独立行政法人法施行令（平成 15 年政令第 486 号）（抄）施行日：令和 3 年 4 月 1 日

（公立大学法人による出資の対象となる者が実施する事業の範囲）

第 4 条 法第 21 条第 2 号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一（略）

二 次に掲げる活動により大学又は大学及び高等専門学校（イ及びロにおいて「大学等」という。）における技術に関する研究の成果の実用化を促進する事業

イ 当該大学等が民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う研究等（当該大学等における研究又は当該大学等における技術に関する研究の成果の普及若しくは実用化をいう。）についての企画及びあっせん

ロ 当該大学等における技術に関する研究の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究の成果を実用化するために必要な研究開発